

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開 催 日 時	令和4年1月7日（金） 午後3時00分～午後4時15分
開 催 場 所	市役所別館4階 第3委員会室
出 席 者	会 長：大西 雅裕 委 員：荒 義重、仲 光男、肥田 時子
欠 席 者	副会長：富岡 量秀
案 件 名	(1) 小規模保育事業実施施設の廃止について（報告） ・きみ保育園（小規模保育事業B型） (2) 保育所の認可について ・渚ゆりかご保育園（保育所） (3) 今後の認可予定について（その他）
提出された資料等の 名 称	資料1 小規模保育事業実施施設の廃止について 資料2 児童福祉施設認可審査表及び添付資料 参考資料1 関係法令等抜粋 参考資料2 市内施設位置図 参考資料3 今後の認可予定について
決 定 事 項	保育所1件の認可について、意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及 び非公表の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【会長】

ただいまより、令和3年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を開催いたします。

事務局から、本日の委員の出席状況について、ご報告をお願いいたします。

【事務局】

皆様、改めましてこんにちは。私立保育幼稚園課長の多田でございます。本日の委員の出席状況ですが、委員5人のうち4人にご出席いただいております。枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定に基づき、本審査部会は成立していることをご報告させていただきます。なお、富岡委員からは欠席とのご連絡をいただいております。

【会長】

ありがとうございます。本日は報告として小規模保育事業実施施設の廃止について、案件として保育所の認可についてのご審議をいただくとともに、その他として今後の認可予定についての確認を行いたいと思います。

時間は、15時から16時半ぐらいまでを予定しておりますが、可能な限りスムーズに審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から、資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元に配付しております資料を確認させていただきます。

(配布資料の確認)

なお、前回、令和3年8月開催の第1回の本認可審査部会で、幼保連携型認定こども園への移行についてご審議いただきました宇山光の子保育園につきまして、認可手続を行いましたので、あわせてご報告させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。続きまして、会議の運営事項について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から会議の運営事項についての説明がございました。

たが、本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づく非公開事項を取り扱うことになるということです。そのため、非公開事項に関連する部分もあると思いますが、各委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、会議録につきましては、各委員からの発言については、非公開部分については削除する等して公表することが妥当であると考えますが、皆様、いかがでございますか。

(異議なし)

【会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、本日の会議録をホームページ等に公開する際の発言者の個人名の記載についてですが、原則は記載するというのですが、より活発な意見交換を行うため、発言者名については会長、委員と記載することが適当かと思いますが、皆様、いかがですか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。それでは、会議録は公表し、会議録での個人名については記載せず、発言者は会長、委員と記載させていただきたいと思います。

続いて、本審査部会の位置づけとして本日の会議の進め方について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(参考資料1に基づき、会議の進め方について説明)

【会長】

ありがとうございます。第1回審査部会でも同様の説明をいただいておりますが、事務局の説明のとおり、各施設の認可については児童福祉法等の規定に基づいて、市の責任に基づいて決定されます。しかしながら、認可を行う場合は、本審査部会での審議を行う必要があり、委員の皆様におかれましてはそれぞれの専門的な見地からご意見、ご質問をいただき、新たに設置される施設がよりよいものになるように、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

また、小規模保育事業実施施設の廃止については、審議ではなく事務局から報告ということですので、よろしく願いいたします。

それでは、まず次第に従って報告としての小規模保育事業実施施設の廃止について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料1に基づき、小規模保育事業実施施設の廃止について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま説明がありました小規模保育事業実施施設の廃止について

委員の皆さん、ご質問やご意見はございますか。

【委員】

説明の中で、賃貸の建物とのことですが、他にも小規模保育施設は、賃貸物件で運営されているところが多いのですか。

【事務局】

現在、小規模保育事業施設は、きみ保育園を含めて10施設ございます。そのうち、賃貸物件等で保育を提供していただいている施設は、9施設であり、1施設だけが自己所有ということになります。9施設のうち1施設については、市が貸与しているところになります。

きみ保育園の廃止後は、一般的な賃貸借契約を締結している施設は7施設になります。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

参考にお伺いしたいのですが、令和3年8月にあった施設管理者に対して貸主から契約更新しない旨の連絡については、物件の老朽化による取り壊しなどで契約終了になったのですか。

【事務局】

貸主から施設管理者へは、別の用途でどうしても使いたいのでと説明があったと聞いております。ただ、建物は昭和から借りている古い建物になり、耐震基準は満たしていない旧耐震基準の施設であったと理解しています。

【会長】

閉園にあたって、物件の原状復帰に関する費用はどうなりますか。

【事務局】

申し訳ございません、こういった対応になるのかは、把握できておりませんので、確認しておきます。

【会長】

それまで園で使っていた備品については、他の施設で利用するような形になるとのことですが、物件の原状復帰に関する費用を小規模保育施設のほうで負担するのかどうかですね。同様のケースは、少子化になって、これからも多分、保育所自体を閉園、廃止せざるを得ないような状況が考えられるので、そうしたときの資金繰りも考えておく必要があると思います。

【事務局】

確認しておきます。

【委員】

普通は、借りている側が原状回復しますが、今回の場合は、貸主から他に使いたいから退去してくれということなので、その代わりとして、原状回復は貸主の方が行うという話になっているかもしれないですね。

【委員】

例えば、その建物を壊す形で処分する場合は、原状回復は不要だと思いますが、そのまま使用する場合は、原状回復して返すというのが、世の中の通例です。

【委員】

今のお話ですが、契約するときに、退去のことは決められていますよね。

【会長】

そうですね、退去する場合の内容は、契約書の中に盛り込まれると思います。

【事務局】

そうですね、契約書は持ってきておりませんが、昭和からずっと運営していたので、当然更新いただけると思っていたというのが、現状のところであるようです。

【委員】

何年で更新するか分かりませんが、毎年更新という契約であれば、更新するときはこういう問題は出てこなかったのでしょうか。

【事務局】

契約の内容によると思います。通常であれば契約期間満了の場合、返還する場合は原状回復等の文言を入れていると思いますが、更新については、特に疑義がなければ自動的に更新するという文言で更新を行っていることも考えられ、その場合であれば、そういった記載がないこともあるかもしれないと考えています。

【委員】

契約について双方の認識が甘いところがあり、これからは、やはりこういうところはきちんと確認しておいたほうがよいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。これを機に、他の賃貸物件の施設の契約書の内容について、私どもで、もう一度見直してみようと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、次は、渚ゆりかご保育園の保育所認可の案件について、本日、会議に先立って経理関係についてご確認いただいております、お気づきの点がありましたら、質疑の中でご意見いただければと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、案件、保育所の認可について、渚ゆりかご保育園のご説明をさせていただきます。

ご審議いただく前にまず、昨年度の認可審査部会でもお伝えしましたが、全体的なスケジュールについて、改めて説明させていただきます。渚ゆりかご保育園は、渚保育所と渚西保育所の民営化に伴うものであり、民営化のスケジュールと認可審査部会のタイミング、新園舎整備に係るスケジュールを表で示しております。

全体的なスケジュールといたしましては、まず渚保育所を令和3年4月に民営化し、公立の渚保育所の園舎をそのまま活用し、1年間、法人が運営を行っています。こちらについては、昨年度、令和2年12月の認可審査部会で審議いただき、認可を行いました。今後については、令和4年4月に、渚西保育所を民営化し、渚西保育所の民営化と同時に両保育所を統合するとともに新園舎に移転し、運営を行うこととなります。

本日の認可審査部会でご審議いただくのは、令和4年4月の新園舎での保育所認可となっております。園名としまして、同じ、現在の渚ゆりかご保育園となりますが、現在、旧渚保育所の園舎で運営している渚ゆりかご保育園は廃止し、新園舎への移転後は新たな保育所として認可を行うため、今回ご審議いただくこととなります。

なお、新園舎について、運営は令和4年4月からとなりますが、令和3年12月に既に園舎は完成しており、後ほど写真等で説明させていただきます。

では、次のページをご覧ください。現在運営している令和3年4月に民営化した渚ゆりかご保育園及び渚西保育所、両保育所を統合する新園舎の位置を、参考に添付しております。

続きまして、3ページ目ですが、令和4年4月から運営を行う統合後の新園舎の渚ゆりかご保育園の施設概要となっております。敷地等の面積はご覧のとおりです。構造は、鉄骨造2階建て、耐火建築物です。令和3年12月に竣工されておまして、建物の完了検査等も終わっております。

続きまして、次のページをご覧ください。こちらは新園舎を、正面入り口から撮影したものと、外観となっております。

次のページがA3の配置図、平面図を添付しておりますが、図面に合わせて写真も載っておりますので、あわせてご説明させていただきます。

まず、左側から玄関前に送迎用の敷地内駐車場として、車いす用1台、一般車用8台の計9台分と、駐輪場については16台分を用意しております。また敷地外の駐車場は用意しております。そちらは、後ほどご説明させていただきます。

園舎についてはL字型の園舎となっております。右上に園庭より見た園舎外観を載せております。あと屋外の遊具については、現在は設置されておませんが、今後、開園までに設置予定があることを確認しております。

管理者通路・非常用通路の写真では、右側の建物の右手にあるフェンスの部分が、幅1メー

トルほどの非常用通路となっており、災害時の園児の避難や消防隊の出入りが可能となっております。図面の右側が非常時に使用する屋外階段と避難用滑り台であり、園庭から見た写真を載せております。

次のページをご覧ください。こちらは、敷地外駐車場の位置図と写真となっております。敷地外駐車場は渚ゆりかご保育園の向かい、渚西保育所に隣接する土地となっており、もともと田んぼであった土地を法人が購入し、整備したものです。敷地外駐車場と渚ゆりかご保育園の真ん中には道路がありますので、送迎の時間帯は、児童の安全確保のため警備員を配置する予定となっております。なお、敷地外駐車場については30台程度の駐車が可能となります。現在、渚西保育所では、定員が90名ですが、駐車場は3台しかないため、雨のときなどに車が道路に並ぶこともあります。統合後の新園舎は、200人定員となりますが、敷地内と敷地外で40台程度の駐車場を確保しており、台数に関しましては問題がないものと考えております。

では、次のページをご覧ください。1階平面図となっております。図面については、文字が見にくいので、A3の平面図も置いており、後ほどご確認ください。1階には2歳児から5歳児の保育室に加え、定員が増えたことにより、場合によってはグループに分けて保育を行うことなどを想定し、フリールームを設置しています。また、調理室や事務室も、1階に設置されています。写真では、各部屋の挟み込み防止の措置がされていること、階段は児童が使用するために段差に配慮されていること、また園舎に近い園庭は人工芝とし、鑑賞スペースを設けています。

では、次のページをご覧ください。こちらは2階の平面図となっております。2階には0歳児、1歳児の保育室に加えて、地域子育て支援室と遊戯室、フリールーム、屋上テラスが設置されています。遊戯室、地域子育て支援室は、地域子育て支援室の右の遊戯室までが間仕切りとなっており、用途に応じて部屋の広さを変えることができます。0歳児保育室前にはウッドデッキがあり、水遊びなどもできる遊戯テラスという位置づけで設置しています。0歳児保育室前には、屋外階段、避難用滑り台が設置されています。他に屋上テラスが設置されており、夏場にはプールを設置する予定となっております。

概要の説明は、以上であり、具体的に認可の審議に入らせていただきます。

1枚めくっていただきまして、児童福祉施設認可審査表がございます。内容のご説明の前にこの審査表の項目及び資料について、簡単にご説明させていただきます。

まず、審査表については、申請者から提出された申請書類を、事務局において市で定めている基準条例や児童福祉法などの関係法令に照らして確認しております。確認をした内容については、職員配置や施設の設備基準、土地建物の所有関係、保育時間や全体計画など運営に関する事項などについて整理したものとなっております。

まず、この審査表の各項目の内容について、事務局で確認した点を説明させていただきます。なお各項目の一番右の黒枠で囲んでいる添付書類の欄については、確認の際の根拠となる添付資料の番号を記載しています。この番号は資料のインデックスの番号と一致していますので、説明後、実際に資料を確認いただければと思っております。番号の書類名については、審査表の次のページをご覧くださいと、目次のインデックスを貼っているページに、添付書類一覧を記載しており、ご参照ください。なお、申請書は、添付書類を含めると非常に量が多いため、予算、決算の関係、法人が使用するマニュアルについては、灰色のファイルに添付しており

ます。あわせてご確認ください。

添付書類一覧の次の資料は、申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間として、審査の具体的な基準を記載しております。

次の資料は関係法令等抜粋ということで、条例、児童福祉法等の関係部分のみ抜粋しております。次からが、法人からの提出のあった保育所設置認可申請書となっており、資料は、以上です。

それでは、審査表に戻っていただき、順次説明させていただきます。

まず、審査表の基本事項、設置主体、施設名称、定員を記載しております。定員は、歳児ごとの人数を記載しています。その下配置基準の項目は、歳児ごとに条例等で求めている必要な保育士数を記載しています。0歳児は、児童3人に対し保育士1人、1歳児は、児童5人に対して保育士1人、これは国基準の6人に1人より本市条例で手厚い配置としております。2歳児は、児童6人に対して保育士1人、3歳児は、児童20人に対して保育士1人、4歳児、5歳児は、児童30人に対して保育士1人となっています。4歳、5歳児は、合算となりますが、各歳児の小数点第1位まで計算しまして21.0人の保育士が必要となっております。

では、次に、確認事項に入らせていただきます。

1の定員について、待機児童対策の観点から、市として待機児童の多い3歳未満児を4割以上設定することを求めておまして、200人定員のうち、3歳未満の0～2歳児の定員が80人であり、40%であるため、○としております。

2の職員について、配置基準以上に配置されているかですが、こちら、インデックスの4の職員名簿で確認を行っており、配置されていることを確認しております。施設長、主任を除きまして、21人の常勤保育士、また体調不良が出た際の看護師が配置されており、先ほどの審査表の配置基準以上に配置されておりますので、確認欄は○にしております。

次に、職員配置ローテーションの表についてですが、インデックス7で確認しております。予定では、常勤職員は8時30分から17時15分の勤務であり、早朝、夕方については非常勤職員を配置予定となっております。早朝、夕方の利用者数等によっては、常勤職員が早朝や夕方にローテーションで勤務することを想定しており、○とさせていただきます。

次に、保育士資格を有しているかですが、添付書類にも保育士証を添付しており、一部、令和4年4月採用で、現在学生で、保育士資格取得予定の者もおりますので、△としております。こちらは、事務局で後日、保育士資格を取得したかは、確認を行います。

その下の嘱託医の項目ですが、嘱託医が配置されているかについて、現在、渚ゆりかご保育園の契約書等は提出されていますが、新園舎での契約書は、法人が契約手続中とのことですので、△としております。現在の嘱託医、嘱託歯科医とそのまま契約する予定であるとは確認しております。

続きまして、次の調理員についてですが、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができるようになっており、添付書類として調理業務委託契約書の提出がされていますが、こちらも現在の渚ゆりかご保育園の契約書等は提出されていますが、新園舎での契約書は、法人が契約手続中であるため、今のところ、△としております。

続きまして、設備の基準についてです。審査表の面積基準の欄ですが、0歳児、1歳児の場合は、児童1人当たり3.3㎡、2歳以上については、児童1人当たり1.98㎡、屋外遊技場では、

2歳児以上については、児童1人当たり3.3㎡の面積を求めています。インデックス1の各室の面積表や平面図等で、基準を満たしていることを確認しております。また調理室、事務室、医務室、調乳室、便所を配置していることも確認しています。

次に、4. 審査表の保育室等を2階以上に設ける場合については、0歳児、1歳児が2階であるため、2階の場合に該当します。この場合は、耐火建築物か準耐火建築物のいずれかに該当することが求められますが、インデックスの24の建築確認申請書において耐火建築物であることを確認しており、確認欄は○としております。

また、常用、避難用として、先ほど、平面図で説明しましたとおり、常用では屋内階段に、避難用では屋外に耐火構造の傾斜路もしくは避難用滑り台、屋外階段を設置しています。

幼児の転落防止設備については、今後設置予定であるため、現段階では、確認欄は△としております。

では、次が2ページ目の項目ですが、こちらには該当項目はありませんので、次の3ページをご覧ください。一番上の5も、該当がありませんので、真ん中よりやや上の6. 土地・建物の状況ですが、土地は、枚方市から無償で貸与を行っており、○としております。建物については、法人の自己所有となっております。

次に、その下の7. 保育時間については、7時から19時の12時間の開所を行うことを、添付書類の14、運営規定で、確認を行っております。

次に、8. 保育の全体計画については、保育所保育指針に従った保育計画が設定されているかについて内容を確認し、○とさせていただいております。添付書類では、インデックスの28が保育計画となっておりますので後ほどご確認ください。

次に、9. 運営規定については、園の運営に関する重要事項11項目が規定されているかについて、条例で定めております項目を、インデックスの14、運営規定で規定されていることを確認いたしました。就業規則が適正に作成されているかは、15の就業規則等で確認を行っております。

次の10. 児童福祉法第35条第5項の規定に関する事項については、(第1号)当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があるかは、既設の社会福祉法人であり、法人監査等受けており、また運営法人の選定審査会で経理的なところもご確認いただいております。○としております。また、事前に法人の予算書、決算書を確認いただいております。次の(第2号)当該保育所の経営者が社会的信用を有しているかについては、添付書類の3、経営者履歴書にて確認しております。(第3号)実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているについては、添付書類の5で、施設長の履歴書を確認し、合計29年間の勤務経験があることを確認しており、確認欄は○としております。児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる項目に該当しないについては、添付書類の17で、該当しない旨の誓約書が提出されており、こちらも○としております。

最後に11. その他の法令等で定める基準を満たしているについても、問題ある項目はないことを確認し、こちらについての確認欄は○としております。

案件についての説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、説明のありました保育所の認可について、ご意見、ご質問

等ございませんでしょうか。

それでは、まず経理関係の方でご報告をお願いします。

【委員】

本日の資料の中にある収支予算書、決算報告書、マニュアル類が入っている書類があり、この中に、今回運営していただく社会福祉法人の決算内容3期分が添付されており、内容を確認しました。財務関係は、資産面もきちんとされており、社会福祉法人として42年ほど運営されていますので、運営内容について、経理上は問題がないかという結論です。

【会長】

ありがとうございます。経理的には問題がないということでございますが、何かご質問やご意見ございますか。

食事はどのような提供になるのですか。

【事務局】

調理業務は委託する予定であり、委託業者の職員が渚ゆりかご保育園の設備を使って調理をする予定です。

【会長】

業者委託ということですね。

【事務局】

そうです。

【会長】

栄養士もしくは管理栄養士は、常駐するのでしょうか。

おそらく、委託先の会社にはおられると思いますが、最近、食物アレルギーを持つ子どもはたくさんおりますので、実際に子どもをしっかりと見て給食を提供できる体制を組んでもらえるのかどうか気になります。

【事務局】

会社におられるのか実際の園舎に栄養士の方がおられるのかというところではありますが、栄養士の方が関わる形で食事は提供させていただくこととなります。

民営化の場合、引継期間に必ずお子様の様子を看護師中心に引き継いでおり、アレルギーについてはきっちり対応できるかと思えます。

【委員】

今、質問があった件については、具体的に、この審査表には明記されていないですね。

【会長】

そうですね、マニュアル類の中でアレルギー対応のマニュアルには記載があるかと思います。

【委員】

調理員については記載されていますか。

【会長】

業者委託であり、施設は調理員や栄養士を配置しません。そのため、給食を提供する業者がきちんと実際の現地に行って確認するということろまで、手厚く、しっかり行ってもらえるのかどうか、少し気になった点です。

市の場合は、看護師が配置されますよね。民営化の際は、その看護師が、引継ぎはされると思いますが、誰に引継ぎするのかと考えると、民営化後に看護師は配置されませんよね。

【事務局】

民営化の募集要項で、常勤の看護師を配置し、病児保育の体調不良児対応型を実施することを求めています。

【会長】

病児保育を実施されるのですね。

【事務局】

はい、民営化で運営が始まる前に、法人の看護師の方に来ていただいて、引継ぎさせていただいています。

【会長】

引継ぎされるということでしたら、大丈夫そうですね。

【委員】

保育所で食事を作るということは、例えばご心配されている食物アレルギーの件につきましては、食事を作る段階での対応が可能と解釈したらよいのですか。

【事務局】

調理業務の引継ぎにあたりましても、公立で運営している間に、委託業者が調理室に入って、実際に何度か一緒に調理をしており、その段階で、お子様のアレルギー対応について引継ぎさせていただいており、大丈夫かと考えています。

【委員】

4月は卒園と入園があり、園児の情報も若干変わると思います。その点をご配慮をお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。おっしゃるとおり、4月は民営化に関わらず通常時であっても、少し対応に迫られる時期です。この、今回運営を引き継ぐ委託業者については旧渚保育所である渚ゆりかご保育園にも現在来ている業者がそのまま運営を行う形になります。現在もアレルギーの対応をしていることを確認しておりますので、対応について大丈夫かと考えております。

【会長】

2階の遊戯室と地域子育て支援室の間にある間仕切りは可動式ですか。

【事務局】

はい、可動式の間仕切りです。

【会長】

子育て支援室と医務室の間はどうでしょうか。

【事務局】

ここも可動式の間仕切りです。

【会長】

医務室にはベッドを置くなど、いろいろな対応が必要になります。そこも間仕切りであれば、全部開いてしまうのですか。

【事務局】

医務室は医務室として通常使用しますので、医務室の間仕切りを頻繁に開けることは想定していないところです。遊戯室は、大きいイベントの際などに、地域子育て支援室まで広げて使用することはできますので、間仕切りを開ける場合もあります。

【会長】

間仕切りを開けた場合、医務室としての機能は、どうなるのか少し気になりました。医務室では、静養のためのベッドや医療器具なども置かれると思います。ここに看護師さんも常駐されると思いますので、間仕切りをとってしまうと、どうなるのかと思っています。医務室も可動式の間仕切りなんですよね。

【事務局】

はい、可動式の間仕切りです。

【会長】

苦情処理マニュアルについて、苦情相談の第三者委員に選出されているのが、お二人とも市

会議員の方です。地域の民生委員などをされている方が第三者委員ということではなく、市議会議員の方がされているのですか。

【事務局】

そのようです。

【会長】

相談する案件があったときに、例えば議会開催中で忙しい時期であれば、どのように対応されるのか少し気になりました。

【事務局】

お二人とも確かに市議会議員であり、確かに忙しい時期が同じですので、法人に確認してみます。

【会長】

寝屋川市も近いですが、枚方市の方が第三者委員をされたほうがよいように感じます。市議会議員の方は議会があり、苦情どころではないという事態になれば少し問題かと思いました。

【事務局】

ご意見をお伝えします。ありがとうございます。

【会長】

それと、この施設はこれまでの経過から、0歳児保育室が2階に配置をされており、委員からも色々ご意見があったところです。危機管理マニュアルを確認した際に、0歳児の避難対応のところについてあまり記載がありません。災害時対応マニュアルの中で、災害時の役割表が9ページのところに載っていますが、火災時の対応のときに、例えば何人配置するなどの欄が、内容も記載されておらず、白紙のままです。0歳児は自分で階段と滑り台に向かわすわけにはいかないし、全員抱っこして連れていくとすると、児童数分の職員を避難の際は配置しないといけないということになりますので、具体的に避難マニュアルを作成されたほうがよいように思います。

【事務局】

そうですね、こちらは今取り組みされているかと思いますが、お示ししているのは、法人共通のマニュアルです。

【会長】

そうでしたら、認可審査部会としてこれまでも話題になっているので、市からお伝えいただいて、0歳児が2階というところをどうお考えなのかというところは、少し確認したいと思いました。

【事務局】

承知しました。

【委員】

最近、地震も続いていますしね。

【会長】

そうですね。各地で地震もあります。他に何かご意見ございませんか。

【委員】

敷地内の駐車場が9台と多いと思います。多いということは、逆に送迎の際、事故の問題などが発生しないのか気になります。図面で確認すると、そこそこ幅はとっておられるのでしょうか、そこが少し気になりました。

【事務局】

敷地内の駐車場が非常に混雑する、朝の時間帯を想定したご意見と思います。混雑する時間については、もう一つの敷地外の駐車場を基本的には使っていただきたいというのが法人の考えとなっております。駐車場は警備員を配置した上で、混雑しているときは、敷地外の駐車場を使っていただき、それほど混んでいないときや台数の少ないときは敷地内の駐車場を使ってもらおうという形で考えていると確認しております。

【会長】

保育所の開園時間は7時から18時の11時間保育となっております。最近保護者が連れてくる時間はバラバラだったりすることもあると聞いています。例えば、朝7時に一斉に全員が来るというようなことではなく、最近では10時、11時に預けに来ることもあると、最近をよく聞くのですが、警備員は常駐してはいないですね。

【事務局】

警備員は常駐ではなくて、朝と夕方の送迎時間帯のみの配置です。

【会長】

その時間帯だけですよね。だから、かなり注意をしておかなければいけないと思いますが、警備員不在の時間は事務職員などが配置されるということはあるのでしょうか。

【事務局】

そうですね、基本的には児童の安全確保というところで、朝と夕方の送迎の時間帯に、警備員を配置していますが、警備員のいない時間帯に、事務の方がずっと常駐しているということはないかと思います。

【委員】

あり得ないですよ。常識的に考えると、園舎に近いところに駐車しますよね。

【事務局】

例えば、最初に運用としてきちんとしたルールを決めておいて、何時から何時は、敷地外のほうの駐車場を使ってくださいとするか、法人が一定決めている警備員を配置する時間を、実態を踏まえて時間をずらして配置するといった対応については、以前も法人は言うておりましたので、運営してから柔軟に対応されると思っております。安全面については、私共も気になっているところですので、皆様からもご意見頂戴したということで、もう一度伝えておきます。

【委員】

駐車場の台数を多く確保されているということは、通園される方は遠方から来られるのですか。

【委員】

今回は渚西保育所と渚保育所が統合されることになっています。

渚保育所の保護者であれば、御殿山駅の向こう側から線路や道を越えて送迎される場合は、この立地条件から考えると、歩いて来るよりは車で送迎するほうが早いという感覚になられる方が多いと思います。

【事務局】

渚西保育所は駐車場もあり、車で送迎される方もおられます。今の渚保育所は駐車場がありませんが、委員がおっしゃっていただいたように、渚保育所に通っておられた方も一定、車で送迎されると思います。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【事務局】

通勤で車を使う方は、家からの距離に関係なく、車で送迎される方もおられますので、そういった需要も一定あるかと考えています。

【会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、案件の保育所の認可についての質疑は、以上にさせていただきます。案件の審議は終了いたしました。事務局におかれましては各委員からの意見を踏まえ申請者への確認や修正等の対応を行っていただきたいと思っております。

なお、本日のご意見等で、事務局との調整が必要なものについては、会長である私にご一任していただいて、よろしいですか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。それでは、次第のその他として、今後の認可予定についての説明を、事務局よりお願いします。

【事務局】

(参考資料3に基づき、今後の認可予定について説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、今後の認可予定についてご意見、ご質問等ございますか。

【委員】

すみません、就学前施設数の数については、合計96から92に減りますよね。施設数の合計と全体の定員数がどう変化するかぐらいは、示したほうがよいと思います。

施設が減っていくときに、定員はどう変わるのかという視点です。だから、口頭で説明されるのであれば、表でも増減した施設の名前を備考欄に書くなどすれば、より説明がわかりやすくなると思います。

【事務局】

そのとおりです。すみません、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。施設の認可や廃止に関わる審査部会ですので、全体の数字がどうなっているかというのは、とても気になるところです。

コロナ禍で出生数も非常に減っている全国の状況を踏まえると、枚方市も、子どもがやはりかなり減ってきているというようなことがうかがえます。保育所の需要というのは、以前のように待機児童がたくさんいる状況ではなくなっているというのが現状だと思います。そういうことも明らかにするためには、やはりどういう動向になっているかということを知りながら、認可や廃止に関わっていかなければならないと思いますので、意見のあった部分も加えて作成をお願いします。

【事務局】

承知しました、ありがとうございます。

【会長】

また、今後の委員会で表をあらためてお示しいたきたいです。

【事務局】

会議録の案をお送りさせていただくときに、今おっしゃっていただいた部分を付け加えた表を、改めてお配りさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

お願いいたします。それでは、その他としての、今後の認可予定についての質疑は、以上とさせていただきます。

最後に事務局から何か、ございますでしょうか。

【事務局】

最後に今後の手続きについて、ご説明させていただきます。

本日、審査いただきました案件につきましては、委員の皆様からいただいたご意見、ご質問を踏まえまして、今後、事務局で2月中をめどに認可の手続きを進めてまいります。認可の結果、及び各委員からのご意見への対応については、改めて委員の皆様にも郵送等でお知らせさせていただきます。

また本日の会議録についてですが、会議録案ができた時点で、委員の皆様にお送りさせていただきますので、内容の確認、お願いします。会議録については、各委員の皆様、確認後、内容を確定し、市ホームページ等で公表いたします。

なお、本日の資料につきましてご不明な点、また追加でご質問いただける場合は、恐れ入りますが1月14日の金曜日までに、メールや電話などにより、事務局であります私立保育幼稚園課までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、以上で令和3年度第2回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を終了したいと思います。ありがとうございました。